公募における基地港湾の利用に関する考え方

2022年9月30日 国 土 交 通 省 経 済 産 業 省

公募における基地港湾の利用に関する考え方

- これまでの公募では、公募占用指針で示された「促進区域と一体的に利用できる港湾」(以下「基地港湾」という。)に限らず、他の港湾の利用を前提とした公募占用計画の提出も認めているところ。
- <u>今後の公募においては</u>、既に先行事業者が基地港湾の利用を予定しているなど、<u>基地港湾によって利用可能期間が異なる</u> ケースも想定される。このため、<u>近傍の複数の促進区域において同時に公募を実施する場合</u>には、<u>複数の促進区域間の公募</u> 占用計画で基地港湾の利用期間が重複する恐れがある。
- 以上のことから、<u>事業計画の予見可能性、基地港湾の効率的な利用等の観点</u>を踏まえ、<u>近傍の複数の促進区域において同</u>時に公募を実施する際の基地港湾の利用ルールを定める必要がある(以下の2案が考えられる)。

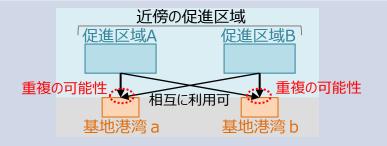
【案1】他の基地港湾の利用を認めない

近傍の促進区域 促進区域A 和用可利用不可基地港湾 a

く特徴と留意点>

- 他の促進区域との利用重複が発生しないため、基地 港湾利用の予見可能性が高い。
- 基地港湾の利用可能期間の制約により、<u>促進区域によっては運転開始時期の制約が生じる場合も想定</u>される。

【案2】他の基地港湾の利用を<u>認め、</u> 利用重複時の選定ルールを定める



<特徴と留意点>

- ●基地港湾によって利用可能期間が異なる場合、相互利用を可能とすることで、<u>基地港湾の効率的な利用や早期の運転</u>開始が期待される。
- ●基地港湾の選択により、最適な事業計画の提案が可能。
- ●<u>異なる促進区域間で利用重複した場合の選定ルールをあらかじめ別途定める必要</u>がある。

【参考】海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)の概要(令和4年9月現在)

〇能代港

【事業の概要】

·整備施設 : 岸壁(水深10m(暫定))、(地耐力強化)、

泊地(水深10m(暫定))

•事業期間 : 令和元年度~令和5年度



〇鹿島港

【事業の概要】

・整備施設 : 岸壁(水深12m)、(地耐力強化)

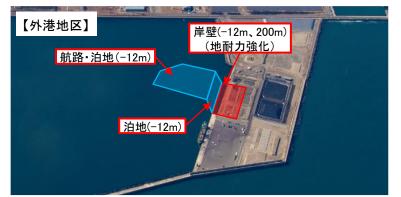
航路・泊地(水深12m)、

泊地(水深12m)

·事業期間 : 令和2年度~令和5年度



【位置図】



○秋田港 ^[事業の概要]

・整備施設 :岸壁(地耐力強化)

• 事業期間 : 令和元年度~令和2年度

【貸付の概要】

貸付期間:令和3年4月9日~令和28年12月1日

・独占排他的使用期間:令和 3年 4月 9日~令和 5年12月31日(風車建設)

令和24年12月 1日~令和28年12月 1日(風車撤去・解体)

【位置図】

北九州港

• 賃 借 人 : 秋田洋上風力発電株式会社



〇北九州港

【事業の概要】

·整備施設 : 岸壁(水深10m(暫定))、(地耐力強化)、

泊地(水深10m(暫定))、

航路·泊地(水深9m(暫定))、ふ頭用地

·事業期間 : 令和2年度~令和6年度

